

令和7年9月1日

お客さま各位

滋賀県信用組合

未利用口座管理手数料の新設および預金規定の改正について

平素より滋賀県信用組合をご利用賜り、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、長期間ご利用のない預金口座（以下、「未利用口座」といいます）を対象とした「未利用口座管理手数料」（以下、「本手数料」といいます）を新設いたします。

本手数料は、未利用口座の恒常的な利用をお願いし、未利用口座の不正利用による犯罪の発生やお客さまへの被害を防止するとともに、口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上を目的としております。

お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、常日頃から入出金のお取引をいただいているお客さまの口座が対象になることはありません。

記

1. 取扱開始日

令和7年10月1日

2. 未利用口座管理手数料について

対象となるお客さま	・個人（個人事業者を含みます）のお客さま ・法人のお客さま ・団体のお客さま
対象預金種類	普通預金口座 および 貯蓄預金口座
未利用口座となる条件	上記の取扱開始日以降最後のお預入れ（決算利息の組入れを除きます。）または払戻し（本手数料の引落としを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座を未利用口座としてお取扱いたします。（盗難・紛失等によりご利用を停止している口座も対象となります。） ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。 ・該当口座の残高が10,000円以上の場合 ・同一お客様番号で定期性預金・国債などのお取引がある場合 ・同一お客様番号でお借入れ（当座貸越を含む）がある場合

未利用口座に関するご案内および取扱い	①お客さまの口座が「未利用口座」となった場合、当組合にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。 ※郵送した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものといたします。 ②ご案内発送後、一定期間（翌々月末）経過後においてもご利用または解約等のお申し出がない場合は、未利用口座管理手数料を当該口座から引落しさせていただきます。 ※翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、本手数料の対象となります。
手数料金額	年間 1,320 円（税込） ※本手数料の領収書は発行いたしません。法人のお客さまでインボイスが必要な場合はお取引店までお申し出ください。
口座の自動解約	未利用口座の残高が本手数料に満たない場合には、当該残高を本手数料の一部として充当したうえで、当該口座を解約させていただきます。 ※当該口座に自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引が付随している場合は、当該口座の解約に伴いこれらのお取引についてもお客さま通知することなく解約させていただきます。
注意事項	・未利用口座に関するご案内を受け取られたお客さまは口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用の予定がない場合はご解約されることをお勧めします。 ・未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

3. 預金規定の改正

本手数料の新設に伴い、令和 7 年 10 月 1 日より普通預金規定、貯蓄預金規定を以下のとおり改正いたします。なお、改定後の規定は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

<改正内容>

普通預金規定、貯蓄預金規定それぞれに以下の条文を追加します。

（未利用口座管理手数料）

- （1）当組合が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは未利用口座管理手数料以外の払い戻しがない場合には、未利用口座となります。
- （2）未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

- (3) この預金口座が未利用口座となり、かつ当組合の定める所定の取引がない場合や、残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。未利用口座管理手数料に係る領収書の発行は行いません。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。
- (5) 前号にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座に付随している場合には、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者に通知することなく解約することができるものとします。
- (6) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約された口座の再利用はできません。

以上